

改正

令和2年6月21日

令和4年9月1日

いわき市地方卸売市場仲卸業務許可基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公設地方卸売市場における仲卸業者の業務許可について、いわき市地方卸売市場業務条例（平成28年いわき市条例第1号。以下「条例」という。）第14条、いわき市地方卸売市場業務条例施行規則（平成28年いわき市規則第1号）第10条及び第11条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 仲卸業者の業務の許可を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 原則として、いわき市内に住所を有する者
- (2) 花きの販売業務に引き続き5年以上の経験を有する者
- (3) 申請者が法人の場合にあつては、業務を執行する役員の過半数が、第1号及び第2号に該当する者

(許可基準)

第3条 市長は、仲卸業者の業務を許可するに当たっては、仲卸業務を遂行するのに必要な資格要件等の書類審査及び実態調査を行い、条例第66条に規定する市場取引委員会の意見を聴取しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前にいわき市中央卸売市場仲卸業務許可基準要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和2年6月21日）

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

附 則（令和4年9月1日）

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。